

## 令和4年度 事業所における自己評価結果（公表）

公表：令和5年2月22日

児童発達支援 ひだまりっこα

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	① 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である。	<input type="radio"/>		身体を休息させるベッドスペースを3床設け、活動と休息のスペースを揃えています。また、コロナ対策として、活動室を2組に分け、児童同士の距離を開ける、食事はグループにならず間隔をあけて摂るなど、3密にならないようにしています。	
	② 職員の配置数は適切である。	<input type="radio"/>		厚生労働省の人員配置基準以上に満たし、尚且つマンツーマンでの手厚い療育・ケアが提供できる体制で活動しています。	
	③ 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている。	<input type="radio"/>		幼児トイレ、手すりの設置など、安全に配慮しています。また、施設内のエレベーター、トイレ、ホール等は障がい種別を問わない受入れが可能な設備となっています。	
	④ 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている。	<input type="radio"/>		活動前には清掃の方が毎日館内掃除をしてくれています。（教室や廊下、階段も掃き・拭き掃除）活動後もスタッフが掃き・拭き掃除をして清潔の保持に努めています。また、コロナ含む各種感染症対策として、常時24時間換気システム、30分毎に窓を開けて換気をしています。唾液のついたものなどは消毒しています。	
業務改善	⑤ 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している。	<input type="radio"/>		毎月末のスタッフミーティングにて、利用者様一人一人の振り返り、及び、目標設定・到達につき話し合い、業務改善に努めています。	
	⑥ 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている。	<input type="radio"/>		毎年年度末に行ない公表しております。そのお声で次年度の業務改善に努めています。	
	⑦ 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している。	<input type="radio"/>		保護者向けアンケート調査の結果、及び、施設の自己評価結果は、保護者の皆様に配布するとともに、毎年HPで公開しております。	
	⑧ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている。	<input type="radio"/>		法人全体では広く実習生やボランティアを受け入れ、終了時には必ず意見を戴き、支援や環境改善に努めています。また、前回ひだまりっこαは実地指導（監査）がありましたが、結果は「指摘無し」でした。	
	⑨ 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している。	<input type="radio"/>		今年度はコロナ禍で、法人以外の研修に行くことは難しかったものの、オンライン研修など充実し始めました。就学について、虐待防止などの研修を職員で受けたほか、法人の研修会、ぶるーむの児童部門の研修会、ひだまりっこの勉強会に参加しております。毎月なにかしらの研修会に参加しております。	

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
適切な支援の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している。	○		保護者との面談を年2回行っています。面談や日々のやり取りの中で利用者様の状況把握に努め、計画に反映させています。	
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している。	△		標準化されたアセスメントツール（各種発達系検査）は、使用しておりませんが、お子様が検査した結果をお母様方から伺っております。その結果でどのような対応が望ましいのか、保護者様と共に考えています。	
	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている。	○		ガイドラインの項目に沿って必要な支援項目、支援内容を作成しております。	
	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている。	○		職員間で情報共有し、児童発達支援計画に基づく支援を提供しています。	
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っている。	○		年間活動や月間活動をスタッフ内で話し合い、立案し、実行しています。	
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫している。	○		利用者様個々のニーズ・特性に沿いながら、活動プログラムの立案、実行を行っています。	
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成している。	○		日々の活動の中で集団活動と個別活動を組み合わせた活動を行っています。	
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している。	○		注意事項などについても確認しています。（クッキングの日はご利用者様のアレルギーの有無の確認など）	
	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している。	○		変更点やトピックス等話しております。個人ホルダーに変更点注意点を書き込んで周知するようにしています。	
	⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている。	○		連絡帳や送迎時に口頭でのご家族への申し送りにて、お伝えするとともに、記録を保存して支援の検証ができるようにしています。	
	㉐	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している。	○		年2回モニタリングを行い、各自の成長に合わせて、児童発達支援計画の見直しを行っています。また、相談支援員との毎月の連絡報告を通じ、利用者様の支援内容の共通認識をはかり、方向性を確認しています。	
	㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している。	○		事業所を代表し、児童発達支援の管理者が出席しています。	
	㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている。	○		柏市自立支援協議会こども部会で、各親の会様などのご意見をうかがうようにしております。	
	㉓	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている。	○		疑問点や相談事項など、お子様のかかりつけの医師や訪問看護師、居宅介護事業所などにお伺いしています。また、障害福祉についてわからないことがあるときは、障害福祉課へ連絡し聞いています。	

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
児童発達支援事業所の運営	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている。	○		主治医に活動の幅や、医療的ケア・緊急時対応について指示書をいただいたりしています。また、ぶるーむの風診療所とも連携し、何かあった時は診察や相談をすぐに行っています。	
	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている。	○		子どもの発達支援の連続性を図るために、本人の発達の状況や障害の特性、支援内容等について情報共有を図り、円滑に支援が引き継がれるよう努めています。	
	移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている。	○		主に特別支援学校入学前に学校様と支援内容等の情報共有を行なっております。書面、また担任の先生が決定しましたら、先生がいらして支援について相互理解を図っています。	
	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている。	○		適宣、専門機関と連携を取り、適切な支援を行えるよう努めています。	
	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある。	△		定期的に、近隣の保育園と交流する機会を設けましたが、コロナ禍になってからは行えておりません。	コロナ禍が落ち着いたら、また交流保育を再開いたします。
	(自立支援) 協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している。	○		柏市自立支援協議会こども部会、柏市児童発達支援連絡会に参加しています（管理者）	
	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている。	○		連絡帳及び送迎時の口頭での申し送りにてお伝えし、相互理解に努めています。	
	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアント・トレーニング等）の支援を行っている。	○		言語聴覚士、看護師、相談支援専門員による保護者向けの研修会を行っています。また、「医ケアママサロン」の毎月の開催、「きょうだい児ママサロン」「医ケアパパサロン」などを開催しご案内しています。	
	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている。	○		契約時や保護者会等に随時、ご説明やご案内に努めています。	
保護者への説明責任等	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている。	○		児童発達支援ガイドラインに基づく内容となっており、児童発達支援計画に明記し、保護者の同意を得ています。	
	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている。	○		相談支援員との定期的な情報共有を行い、利用者様の共通認識をはかり、共通な対応ができるように努めています。また、定期的に行っている個別面談以外でも、必要に応じて保護者の方の相談に応じることができるよう努めています。	
	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している。	○		毎月の参観日の案内、年一回の保護者会を開催しています。	
	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している。	○		ご意見箱の設置、苦情受付窓口(管理者)の案内文を入り口部に掲載しています。	

者 へ の 説 明 責 任 等	③⑦	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している。	○		毎月の活動内容を通信として配布しています。活動内容等を写真や文章で利用者様全員に配布しています。	
	③⑧	個人情報の取扱いに十分注意している。	○		関係機関の情報共有、写真掲載等に関する同意書を交わし、必要以外の情報共有等がないように注意しています。	
	③⑨	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている。	○		個人面談や連絡帳、送迎時の申し送りやコミュニケーションをはかり、利用者様との意思の疎通に努めています。	
	③⑩	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている。	○		事業所内で毎年恒例の「笑福祭」を実施し、利用者様や地域住民の方々を招き、事業運営を開示しています。また、「ぶるーむカフェ」を地域の憩いの場として多くの方がご利用になっています。	
非常 時 等 の 対 応	④⑪	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している。	○		緊急時対応・防犯（防災）・感染症対策マニュアルについては、ご契約時にご説明と資料の配布をしております。a)に特化した防災時（緊急時）マニュアルを作成し、a)の入り口に貼付展示し、いつでも見ることができるようになっています。マニュアルに沿って訓練を施行しています。	
	④⑫	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている。	○		法人として年に一回防災訓練をしています（消防署来所していただき）。また、ひだまりっこ・ひだまりっこaは、隔月での避難訓練を行っています。なるべくみんな参加できるよう1週間毎日行っています。避難用具の選定や再考も行っています。	
	④⑬	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認している。	○		契約時に聞き取りやコピーをいただいております。変更時はその都度ご家族から申し出ていただいています。	
	④⑭	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている。	○		アレルギーの有無はご家族への確認及び、医師の指示書の中にも記載欄を設け、対応しています。	
	④⑮	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している。	○		改善内容、経過報告を含むヒヤリハット報告書を作成し、隔月で法人内のリスクマネジメント委員会を実施しています。その内容を月末スタッフミーティングで共有し、意見交換を行い、再発防止に努めています。	
	④⑯	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている。	○		県や市が行う定期的な研修会に参加したり、毎年一回は社内研修を行い、スタッフ全員が研修を受けています。また、年一回、ストレスチェックを法人で行い、リスク管理をしています。昨年度より法人内に虐待防止権利擁護委員会を設置し、2か月毎に会議を行っています。	
	④⑰	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している。	○		安全のため、腰や肩をタオル等で保持する時や、座位保持椅子の胸ベルト、腰ベルトについては、保護者に説明ののち、個別支援計画に明記しています。また、ぶるーむの身体拘束の指針に則り、支援しています。	

以上